【参 議 院 総 務 委 員 会 【令 和 三 年 三 月 三 十 日

政 府及び日本放送協会は、公共放送の使命を全うし、 項についてその実現に努めるべきである。 国 民 · 視聴者の信頼に応えることができるよう、 次

、経営委員会は、本委員会の審議を踏まえ、経営委員会の放送番組の編集への介入の疑念について、十分 れる行為を絶対に行わないこと。 な総括と反省を行い、 放送法第三条の放送番組編集の自由を十分理解し、その自由を侵害する行為はもとより、 改めて、 放送番組は何人からも干渉され、 又は規律されることがないことを規定し 侵害を疑わ

一、経営委員会は、放送法が定める協会の自律性を保障するために、協会の経営に関する最高意思決定機関 として重い職責を担っていることを深く認識し、協会が放送法に定められた役割を確実に果たすよう、 限を行使すること。

員会は、 いて、情報の十分な開示・説明を行うため、 協会は、国民・視聴者からの受信料でその運営が行われていることを深く認識し、その運営につ 放送法を遵守し、 その意思決定に至る過程等について、適切な議事録等の作成・公表を徹説明を行うため、議事録の適切な作成・管理・公表を行うこと。特に、 適切な議事録等の作成・公表を徹底する 経営委

三、監査委員会は、放送法に基づく調査権限を適切に行使し、役員に不適切な行為がある場合、 格に対処すること。 放送の倫理観にもとる行為がある場合には、 経営委員会と十分に連携しながら、 時宜を失することなく厳 又は、公共

公共放送を担う者としての役職員の倫理観を高め、 協会は、関連団体を含めた不祥事に対し、国民・視聴者から厳しい批判が寄せられていることを踏 実な実施等を組織一体となって行うことにより、信頼回復に全力を尽くすこと。 綱紀の粛正、コンプライアンスの 徹底、 再発防

 る様 くの角度から論点を明らかにするなど、放送法の原則を遵守すること。また、 真実に迫るための最善の努力を不断に行うとともに、意見が分かれている問題については、 協会は、公共放送としての社会的使命を認識し、公正を保持し、事実を客観的かつ正確、 々な意見に対し、必要に応じ自律的に調査し、その結果を速やかに公表すること。 国民・視聴者から寄せられ 公平に伝え、 できる限り多

また、経営委員の任命に当たっては、その職務の公共性を認識し、公正な判断をすることができる経験送事業者の番組編集における自主・自律性が保障されるように放送法を運用すること。 と見識を有する者を、 政府は、 女性委員の比率を引き上げることなどにより多様な意見が反映されるよう、 日本国憲法で保障された表現の自由、放送法に定める放送の自律性を尊重し、 教育、文化等の各分野及び全国各地方から公平に代表されることを考慮するととも 幅広く選任するべく努め 協会を含めた放

七、 う努めること。 収支差金の赤字を見込んだ予算編成から、 協会は、業務の目的の明確化や中期経営計画で示した構造改革等の不断の努力を通じ、三年連続 早期の収支均衡を実現し、 より安定した業務体制を確 保するよ 事業

よう十分に留意するとともに、 また、構造改革の実施に当たっては、国民・視聴者のニーズを踏まえ、その利便性を損なうことの 関係者に与える影響について配慮すること。

政府及び協会は、 引き続き真摯に検討を行うこと。 放送と通信 の融合の更なる進展の中で、公共放送の在り方及び受信料の在り方につい

た公共メディアとしての経営ビジョンを構築すること。 また、 その結果を踏まえ、政府は、 所要の措置を講ずるとともに、 協会は、 新しい社会と技術に対応

九、 拡大について引き続き検討すること。 視聴者の負担軽減に資するよう、 協会は、繰越金や今後の事業収支の見通しと新型コロナウイルス感染症の拡大の影響等を踏まえ、 受信料の支払いが困難となった者について、支払いの猶予等の対応を適切に行うほか、受信料減免の 中期経営計画で示した受信料の引下げの内容を早期に具体化するととも 国民

Ł また、 のでなければならないことを認識した上で、 受信料制度に対する国民・視聴者の理解を促進し、受信契約の締結は視聴者の理解を得た適 公平負担の観点から、受信料支払率の向上に努めること。

民 た「新放送センターの建設計画の抜本的な見直し」の具体的な内容を早期に明らかにし、 理解が得られるよう説明を尽くすとともに、 協会は、放送センターの建替えに際し、受信料を財源としていることを踏まえ、中期経営計画で示され 聴者に適切に還元すること。 建替えに係る費用の圧縮に徹底的に取り組み、 国民 その成 視聴者の ||果を国

十一、協会は、 がら、関係者間での情報共有及び連携を図り、 国民・視聴者のニーズや動向を的確に把握するとともに、民間放送事業者等の見解を幅広く聞きな 常時同時配信等のインターネット活用業務を行うに際しては、その影響力の大きさを十分認 適正な規模・水準の下、 節度をもって適切に実施すること。

めること。 協会は、 地域の活性 各地域の関係者と様々な分野で連携を強化しながら、 祀 及び発展に寄与するコンテンツを充実するとともに、 それぞれの地域ならではの魅力を紹介 国内外に向けた積極的 な発信に

十三、協会は、 理解が促進されるよう、国際放送の一層の充実を図ること。特に、外国人向けテレビ国際放送については、 我が| 国 の経済・社会・文化等の動 向を正 しく伝えることの重要性を踏まえ、 玉 に に対する

番組内容の充実、国内外における認知度の向上等に努めること。

十四四 重複業務の整理等を推進 協会は、 グルー。 プとしてのガバナンスを不断に強化し、子会社等からの適切な還元を図るとともに、 Į 透明性の高 い効率的なグルー プ経営の構築に向けて、 迅速か つ確実に取り組

十五、協会は、 するため、新たな技術の開発・活用などにも取り組み、字幕放送、解説放送、手話放送など「人にやさし五、協会は、障がい者、高齢者に対し、十分な情報アクセス機会を確保し、デジタル・ディバイドを解消 い放送」の一層の充実等を図ること。

十六、協会は、自然災害が相次ぐとともに、新たな感染症が発生している現状に鑑み、い ても放送・サービスが継続されるよう、地方局と連携し、放送設備と体制の強化を図るとともに、 報を国民・視聴者に伝達し、その予防・拡大防止に寄与するよう万全を期すこと。 とともに、正しいかなる事態におい

十七、協会は、サイバーセキュリティ基本法に定める重要社会基盤事業者であること及び東京オリンピック・ パラリンピックに向けてサイバー攻撃の脅威が高まっていることに鑑み、関係機関と緊密な連携を図り、 サイバーセキュリティの確保に取り組むこと。

踏まえ、過労死の再発防止のため、協会の業務に携わる者の命と健康を最優先に確保し、適正な業務運営十八、協会は、ハラスメント防止の取組を一層促進するとともに、過去に記者が過労で亡くなった事実等を と労働環境改善に全力で取り組むこと。

十九、 慮を徹底し 協会は、 障 障がい者の働く環境の改善を進めること。 がい者の法定雇用率を達成 し、雇用率を一 層高めるとともに、 職場での差別禁止 や合品 理 菂

女性 の採用 ・登用について、 より高い数値目標を設定し、 性別に関係なく仕事と家庭が 両 立でき

については、報道の独立性及び国民の知る権利を最大限に尊重すること。二十、政府は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の指定公共機関である協会に対する同法に基づく指示

右決議する。